

議事日程第1号

平成25年12月5日(木)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第76号から第108号まで及び報告第18号から第22号  
まで)

提案理由の説明(市長)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

---

欠席議員(0人)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志
主査	杉本一也
主査	武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	船木 道晴
産業建設部長	渡辺 敏秀	教育次長	小玉 一克
企業局長	佐藤 稔	総務企画課長	原田 良作
財政課長	目黒 重光	税務課長	佐藤 盛己
生活環境課長	渡部 源夫	子育て支援課長	天野 綾子
福祉事務所長	鈴木 金誠	農林水産課長	佐藤 喜代長
観光商工課長	松橋 光成	建設課長	三浦 秋広
下水道課長	千田 俊彦	若美総合支所長	蓬田 司
病院事務局長	杉山 武	会計管理者	石川 静子
学校教育課長	鈴木 雅彦	生涯学習課長	大坂谷 栄樹
監査事務局長	笹川 貞俊	農委事務局長	中田 和彦
企業局管理課長	安藤 恒昭	選管事務局長	(総務企画課長併任)

## 午前10時01分 開 会

○議長（吉田清孝君） おはようございます。これより、平成25年12月定例会を開会いたします。

当局から、例月現金出納検査結果報告書及び男鹿市財政に関する報告書の送付がありましたので、ご配付いたしております。

なお、諸般の報告は朗読を省略いたします。

---

○議長（吉田清孝君） ただちに本日の会議を開きます。

---

○議長（吉田清孝君） 議事に入る前に、同僚議員の吉田直儀さんが去る12月1日逝去されました。誠に痛恨の極みであります。その御霊に対し、黙祷をもってご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

ご起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（吉田清孝君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

16番中田謙三君、17番戸部幸晴君を指名いたします。

---

日程第 3 議案第 7 6 号から第 1 0 8 号まで及び報告第 1 8 号から第 2 2 号  
までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 3、議案第 7 6 号から第 1 0 8 号まで及び報告第 1 8 号から第 2 2 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

【職員朗読】

- 議案第 7 6 号 男鹿市職員の再任用に関する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 男鹿市職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 7 8 号 男鹿市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 9 号 男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 0 号 男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 1 号 男鹿市若美老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 2 号 男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8 3 号 男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8 4 号 男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 5 号 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 6 号 男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 7 号 男鹿市農村婦人の家条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 8 号 男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 9 号 男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 0 号 男鹿市国民宿舎男鹿条例の一部を改正する条例について

- 議案第 9 1 号 男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 2 号 男鹿市サンワーク男鹿条例及び男鹿市トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 3 号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 男鹿市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 7 号 男鹿市一般ガス供給条例及び男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 8 号 平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 9 9 号 平成 2 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 0 0 号 平成 2 5 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 1 号 平成 2 5 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 2 号 平成 2 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 3 号 平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 4 号 平成 2 5 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 5 号 平成 2 5 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 6 号 平成 2 5 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 7 号 平成 2 5 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 0 8 号 平成 2 5 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 1 8 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- 報告第 1 9 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

- 報告第 20号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について  
報告第 21号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について  
報告第 22号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- 

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成25年12月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、去る12月1日ご逝去されました吉田直儀議員に対し、心から哀悼の意を表します。

吉田議員は、7年7カ月にわたり、市議会議員として男鹿市発展のためご尽力されました。慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

まず、小学校の統合についてであります。

現在、五里合小学校の2年生と3年生、鶴木小学校の2年生と3年生が複式学級となっており、野石小学校では、現状では平成26年度に2年生と3年生の複式学級が発生いたします。これを解消するため、3校の統合を進めてきたところであります。

五里合小学校と鶴木小学校につきましては平成26年4月の統合が決定しており、野石小学校につきましては平成27年4月の統合を目指してまいります。

また、現在、船川南小学校の3年生と4年生が複式学級となっており、現状では平成27年度に2年生と3年生及び5年生と6年生の複式学級が発生することから、平成27年4月の船川第一小学校との統合を目指してまいります。

次に、秋田大学男鹿なまはげ分校の主催による講演会の実施についてであります。

同分校による最初の事業として、11月18日、男鹿南中学校において、秋田大学客員教授である直木賞作家の西木正明氏を講師に迎え、全校生徒と地域の方々を対象に、「歴史の転換期をどう生きるか」と題して特別記念講演を開催しました。

次に、市内小中学生の活動についてであります。

フェンシングでは、船川第一小学校6年生の児童が、公益社団法人日本フェンシング協会が「育成・交流事業」の一環として行う海外派遣事業で、11月23日と24

日にオーストラリアのシドニーで開催されたニュー・サウス・ウェールズ州13歳以下の選手権大会に出場し、団体戦では第1位、個人戦では第2位となりました。

また、男鹿南中学校3年生の生徒が、第66回秋田県中学校英語暗唱弁論大会の弁論部門で2位となり、11月28日に東京で開催された高円宮杯第65回全日本中学校英語弁論大会に出場しました。

次に、ホテル帝水の状況についてであります。

ホテル帝水は、11月末をもって閉館しております。これに伴い、正社員23人、パート18人の計41人のうち、閉館後に残務整理にあたる5人を除く36人は11月30日付けで解雇されたと同っております。

次に、男鹿テクノ株式会社についてであります。

10月2日、JX日鉱日石エネルギー株式会社は、船川事業所の潤滑油製造事業を平成26年3月末で停止すると発表しました。これにより、子会社である男鹿テクノ株式会社では、従業員17人のうち6人程度を残してグループ内で配置転換されると同っております。

次に、「海フェスタおが」の経済波及効果についてであります。

11月28日、海フェスタ実行委員会の第3回総会を開催し、同実行委員会を解散いたしました。

一般財団法人秋田経済研究所が秋田県の産業連関表を用いて算出した「海フェスタおが」の経済波及効果は、観光客による宿泊費、交通費、土産物、飲食などによる効果を合わせて、全体で51億8千500万円、男鹿市では19億5千万円と推計しております。

次に、仮称「秋田県ジオパーク連絡協議会」の設立についてであります。

男鹿半島・大潟ジオパーク、ゆざわジオパーク及び八峰白神ジオパークによる同協議会を12月14日に設立する予定であります。

次に、種苗交換会の開催決定についてであります。

平成26年度の第137回秋田県種苗交換会につきましては、11月5日の秋田県農業協同組合中央会理事会において、本市での開催が正式に決定されました。

次に、農業の状況についてであります。

水稲は、出穂後、比較的好天に恵まれて登熟が順調に進み、東北農政局秋田地域セン

ターが発表した本市を含む県中央の作況指数は、100の「平年並み」となっております。

J Aや主食集荷業者の主食用米の買い入れ状況は、出荷契約数量19万9千俵に対し、11月末現在の買い入れ数量は18万8千俵となっております。

メロンは、出荷数量は前年を上回ったものの、販売単価が前年を下回り、販売金額は前年とほぼ同じ1億9千万円となっております。

和梨は、出荷数量、販売単価とも前年を上回り、販売金額は、前年対比130パーセントの1億9千300万円となっております。

葉たばこは、12月18日から出荷が始まる予定ではありますが、収量、品質ともに平年を下回る見込みであります。

転作大豆は、刈り取り作業がほぼ終了し、現在、選別作業を進めている状況であります。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本市における本年1月から11月までの漁獲量は3千487トン、漁獲金額は11億7千831万円で、昨年同期と比較し、漁獲量で8.4パーセントの減、漁獲金額で19.3パーセントの減となっております。

また、ことしのハタハタの沖合底引き網漁は、10月2日に初水揚げがあり、12月3日現在の漁獲量は179.5トンとなっております。

一方、沿岸季節ハタハタ漁は、11月28日に船川港と北浦漁港で初水揚げがあり、12月3日現在の漁獲量は128.7トンとなっております。

今後の豊漁を期待するものであります。

次に、除雪対策についてであります。

12月10日、産業建設部内に除雪対策本部を設置いたします。これに先立ち12月2日から12月6日まで、各地区の町内会長と委託業者との除雪会議を行っているところであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第76号男鹿市職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本議案は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられ、無収入期間が発生することから、地方公務員法の規定に基づく定年



退職者等の再任用制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 77 号男鹿市職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本議案は、男鹿市職員の再任用に関する条例の制定に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 78 号、議案第 80 号から議案第 85 号まで、議案第 88 号及び議案第 91 号から議案第 96 号までの条例の一部改正についてであります。

本 14 件は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産等に係る使用料、利用料、占用料などの額を引き上げるため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 79 号男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、諸証明等に係る手数料を改定するほか、条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 86 号男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館の使用料の額を引き上げるとともに、施設の区分及び種別について整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 87 号男鹿市農村婦人の家条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市農村婦人の家の利用料の上限を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 89 号男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市内の中小企業者に融資する原資を預託する金融機関の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 90 号男鹿市国民宿舎男鹿条例の一部を改正する条例についてであります。

ます。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることと入湯料の見直しにより、国民宿舎男鹿の利用料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第97号男鹿市一般ガス供給条例及び男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成26年4月1日から地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により石油石炭税の税率が引き上げられることと消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第98号平成25年度男鹿市一般会計補正予算第6号についてであります。

本補正予算は、小学校統合事業費、水産加工発展支援モデル事業費補助金、木質バイオマス利用調査業務委託料のほか、男鹿市議会議員選挙費、職員の異動調整等による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ6千720万円を追加し、補正後の予算総額を170億8千500万円とするものであります。

次に、議案第99号平成25年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

本補正予算は、一般会計繰入金及び職員の異動調整等による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ262万2千円を減額し、補正後の予算総額を47億2千493万3千円とするものであります。

次に、議案第100号及び議案第102号から議案第105号までの各特別会計の補正予算についてであります。

本5件は、前年度からの繰越金のほか、職員の異動調整等による人件費などを措置したものであります。

議案第100号平成25年度男鹿市診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ328万3千円を減額し、補正後の予算総額を2千579万9千円とするものであります。

議案第102号平成25年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳

入歳出それぞれ102万8千円を減額し、補正後の予算総額を3億4千918万4千円とするものであります。

議案第103号平成25年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ216万7千円を減額し、補正後の予算総額を15億4千107万1千円とするものであります。

議案第104号平成25年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ330万9千円を減額し、補正後の予算総額を7千44万7千円とするものであります。

議案第105号平成25年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ441万9千円を減額し、補正後の予算総額を6千272万2千円とするものであります。

次に、議案第101号平成25年度男鹿市介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。

本補正予算は、保険事業勘定において、歳入では国県支出金及び繰入金を措置し、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ1億8千497万7千円を追加し、補正後の予算総額を44億2千976万4千円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定において、歳入ではサービス収入を措置し、歳出では諸支出金を措置したもので、歳入歳出それぞれ70万5千円を追加し、補正後の予算総額を1千819万3千円とするものであります。

次に、議案第106号平成25年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算第1号についてであります。

本補正予算は、9月までの実績をもとに入院・外来収益及び経費等の見直しを図ったほか、職員の異動調整等による職員給与費及び資産購入に係る経費を措置したもので、収益的収支の収入で2千531万6千円の減額、支出で670万6千円の減額、資本的収支の収入で111万6千円の増額、支出で118万9千円の増額を見込んだものであります。

次に、議案第107号平成25年度男鹿市上水道事業会計補正予算第1号についてであります。

本補正予算は、給水収益、職員給与費及び動力費など収支全般の見直しを図ったほか、施設増補改良費などを措置したもので、収益的収支の収入で380万2千円の増額、支出で430万円の増額、資本的収支の支出で117万5千円の増額を見込んだものであります。

次に、議案第108号平成25年度男鹿市ガス事業会計補正予算第1号についてであります。

本補正予算は、ガス売り上げ、職員給与費及び原材料費など収支全般の見直しを図ったもので、収益的収支の収入で1千349万9千円の増額、支出で1千689万円の増額、資本的収支の支出で146万1千円の減額を見込んだものであります。

次に、報告第18号から報告第22号までの和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本5件は、本市保健推進員が活動中に転倒し負傷した事故、公用車運転中の事故、市民の運転する自家用車が市道の陥没箇所へ落下した事故などに伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日6日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって明日6日は議事の都合により休会とし、12月9日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前10時34分 散 会